国立大学リスクマネジメント情報

2025(令和 7)年６月号　　https://www.janu-s.co.jp/

特集テーマ

大学のリスクと国大協保険
～ ④賠償事故に対する保険適用の基本の考え方 ～

大学のリスクと国大協保険の連載の続きで、本号からは賠償事故への対応です。
弊社へのご照会、ご質問でも賠償事案に関するものが多く寄せられておりますが、その多くが賠償事故と保険適用についての基本がわからないことから生じております。本号では賠償事故に対する保険適用の基本の考え方をご説明します。

1. 大学に関する事件・事故への対応

大学の教育・研究の実施に当たっては、様々な事件・事故が発生しますが、その全てについて、大学が対応する必要はありません。教育機関として社会的・道義的に対応する必要のあるもの、法律上の賠償責任が発生して損害賠償を行う必要のあるもの、さらには刑事上の責任、行政上の責任が問われるものが考えられます。

学生や教職員がプライベートで起こした事件、偶発的な事故、自然災害といった場合でも、教育機関として社会的・道義的責任を問われ、記者会見を行ったり、再発防止策を講じる必要が生じることも考えられます。学生や教職員への懲戒処分が必要になることもあります。

実験・実習中といった大学の管理下にある事故では、上記の対応に加え、大学に法律上の賠償責任が発生し、被害者への賠償を行うこととなります。被害者への対応に当たっては、十分に誠意ある対応を行う必要がありますが、一方、過重な賠償を行う必要はなく、弁護士とも相談しながら適切に対応する必要があります。

大学に法律上の賠償責任が発生する場合には、賠償責任保険による補償が可能です。賠償責任の発生については、必ずしも裁判による判決や和解の必要はなく、裁判外で一般に行われる示談で足ります。

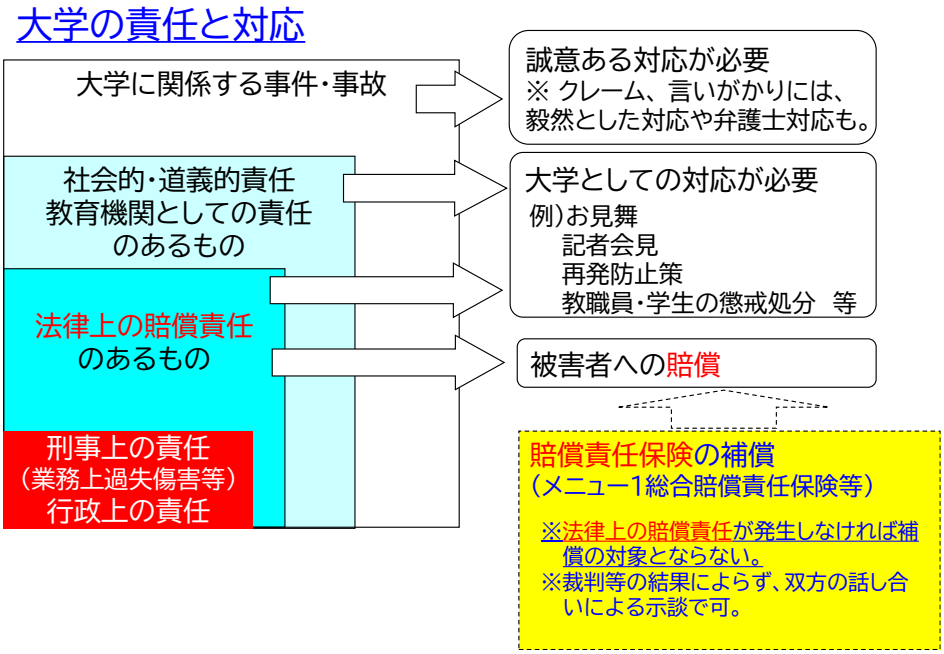

2. 法律上の賠償責任とは

それでは、法律上の賠償責任とはどのようなものでしょうか。
法律上の賠償責任は、不法行為によるものと債務不履行によるものに分けられます。不法行為責任は「契約関係の有無に関わらず、他人に損害を与えた場合に発生する」もので、債務不履行責任は「何らかの契約関係にある相手方との間で発生する」ものです。不法行為責任は、一般不法行為責任、特殊不法行為責任、特別法による不法行為責任に分けることができます。
大学の事件・事故で特に関係があるのは、一般不法行為責任と特殊不法行為責任の中の使用者責任と工作物責任、債務不履行責任です。

(1)一般不法行為責任

民法第709条では、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されています。
過失は、「通常人ならその程度の注意を払うだろうという水準の結果(回避)行動を取らなかったこと(行為義務違反)」をいい、この「通常人」とは単なる「平均的な社会人」等ではなく「具体的な職業・地位、年齢等を考慮に入れた一般的な能力の人」を意味します。例えば医師の場合には「診療当時の臨床医学の実践における医療水準に従った注意義務」が求められると考えられています。大学の教員であれば、それぞれの分野の教育研究に携わる専門家であることを考慮して具体的に判断されることになると考えられます。

(2)使用者責任

使用者責任は、ある事業のために他人を使用する者が、被用者に代わって損害賠償責任を負担する代位責任で、事実上の無過失責任とされています。(民法第 715 条)
大学の教職員が業務の執行について起こした不法行為による賠償責任は、教職員本人が負うほか、大学も使用者責任を負います。
学生の不法行為による賠償責任に対しては、大学は学生の使用者ではないので、基本的に使用者責任は発生しません。ただし、大学の管理下での行為については、場合によっては、使用者責任ではなく、教育機関としての大学自身の不法行為責任が問われる可能性があります。

(3)工作物責任

工作物責任は、人による過失ではなく、土地工作物の設置・保存の瑕疵が原因で他人に損害を与えた場合に、工作物を占有している者が第一次的責任を負い(損害防止に必要な注意をしたことを立証できれば免責)、最終的には所有者が無過失責任を負うものです。(民法第717条)
土地工作物とは、建物やブロック塀など人工的作業によって土地に設置されたものをいいます。

(4)債務不履行責任

債務不履行とは、契約の当事者である債務者が正当な理由なく、履行が可能であるのに履行期に履行しなかった(履行遅滞)、履行することができなくなった(履行不能)、不完全な履行だった(不完全履行)ことをいい、その場合に負う法的責任が債務不履行責任です。
例えば、大学は、学生や教職員との在学契約や雇用契約の付随義務として、学生や教職員が、安全な環境の下で、教育を受け、また、働くことができるように配慮する「安全配慮義務」を負っており、それに違反した場合には債務不履行責任を負うことになります。

(5)不法行為と債務不履行責任

不法行為においては加害者と被害者の間に契約関係を必要としないため、一般的には、加害者は常日頃から被害者の安全を確保する義務を負っておらず、通常なすべき注意義務を欠いたことを「過失」と考えます。
しかし、雇用関係や在学関係のように一方が他方の行動を管理・拘束する関係にある場合には、それに基づく責任として不法行為責任においても安全配慮義務を欠いたことを「過失」としてとらえることができるといえます。
大学が負っている安全配慮義務に違反した行為について、債務不履行とすることもできるし、不法行為とすることもできると考えられます。不法行為の前提となる注意義務と債務不履行の前提となる安全配慮義務とは、法理論上は異なるものではありますが、実際には重なる部分がほとんどで、実務上は同一のものとして考えても差し支えないと考えます。

民法上の主な賠償責任

	不法行為責任			債務不履行
	一般不法行為責任	使用者責任	土地工作物責任	
損害発生	損害(財物損壊、身体障害、経済損害、精神損害)の発生			
因果関係	加害行為と損害の間に相当因果関係	被用者の加害行為と損害の間に同左	工作物の瑕疵と損害の間に同左	債務不履行と損害の間に同左
ポイント	加害者の故意・過失 ※過失の2要素 ①予見可能性 ②結果回避可能性 ※一般には通常人が基準となるが専門職業の場合はそれの水準	被用者の故意・過失	工作物の設置・保存に瑕疵 (本来備えるべき安全性を欠いていること) ※事故が発生した以上瑕疵が推定	債務者(大学)の責めに帰すべき事由 ※過失よりやや広い概念といわれるが実務的にはほぼ同じと考えられる。 ⇒安全配慮義務違反
挙証責任	被害者が上記の要件を立証	被用者の選任・監督に過失がなかったことを使用者が立証すれば免責	・被害者が瑕疵の存在を立証 ・占有者が損害の発生防止に必要な注意をしたことを立証すれば、所有者に責任(瑕疵の不存在を立証できれば免責)	・債権者(被害者)が債務不履行の事実があることを立証 ・債務者は責めに帰す事由がないことを立証

3.賠償責任保険の適用

法律上の賠償責任を補償するのが賠償責任保険ですが、一般的な賠償責任保険で補償することができる損害は、他人が所有するモノを壊した財物損害と、他人にケガ等をさせた身体障害に限られています。

モノの損壊やケガ等を伴わない経済的損害や苦痛・悲しみ・不快感といった精神的損害を補償するためには、そのための保険や特約に加入する必要があります。

下記の図は、それぞれの損害の態様について国大協保険がどのように適用されるかを示したものです。国大協保険の賠償系の特約の中心はメニュー1総合賠償責任保険ですが、本特約は財物損壊及び身体障害を主に補償するものです。国大協保険メニュー1で、経済的損害や精神的損害を補償するのは、総合賠償責任保険の拡張担保部分と、インターネット賠償責任補償特約、個人情報漏えい等賠償責任補償特約、学校専門賠償責任補償特約に限られます。

損害賠償の態様と賠償責任保険の適用

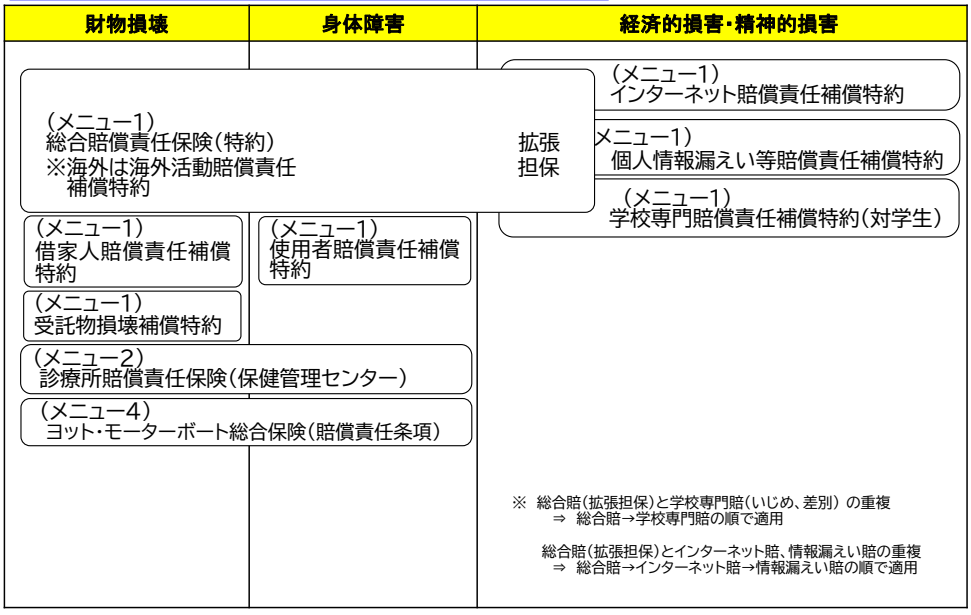

2025. 5 月

大学リスクマネジメント　News PickUp

＜Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索＞

＜大学の管理・経営＞

5.　2　○大学の元教授が生徒への人権侵害を理由に諭旨解雇処分とされたのは不当として地位確認などを求めていた裁判で、元教授が学生に対して人権侵害を行ったとする結論と、元教授の諭旨解雇処分を撤回することで和解が成立。なお、元教授との雇用契約は2025年3月末をもって、両者の合意により終了した。

5.　3　○大学の学長が2024年2月、大学を運営する学校法人の理事会で監事に「大学生以下だ」などと発言し、法人設置の第三者委員会が調査報告書で「極めて不当」と認定していたことがわかった。監事は、学部長選挙に関する意見書を理事会に提出。学長は「ヒアリングを一切怠って、突然文書を用意してきていること自体、あなたが失格だ」などと発言。報告書は「監事の監査権行使という職務執行に強力な圧力を加え得る」と判断。理事会に対し「学長について理事解任事由に該当するか、今後再任すべきかなどを議論すべきだ」と指摘した。

5.　9　○大学に留学していた女性が、留学生だった男性から性暴力を受け、大学も適切な対応を取らなかったなどとして、男性と大学運営法人に約4100万円の損害賠償を求めて地裁に提訴した。女性は2023年2月、アニメを見ようと誘われて男性の部屋を訪れたが疲れて眠ってしまい、目を覚ますと男性から胸を触られるなどの被害を受け、部屋を立ち去った。後日、学内のカウンセラーらに相談すると「被害を忘れるように」「被害として不十分で事件として成り立たない」などと回答された。女性は心身の不調により退学し、他の大学への編入などを余儀なくされた。

5. 16　○大学大学院教授らに過剰な接待をさせられた上、大学に共同研究や講座開設の契約を一方的に解除されたとして、○協会などは教授や大学を相手取り、契約解除無効の確認や約4200万円の損害賠償を求めて地裁に提訴した。2023年4月、協会と教授らは共同研究を開始したが、契約締結前後から教授らが月2回程度の食事会を協会側に要求。銀座のクラブや性風俗店での接待も要求され、総額は昨年9月までの間に約2千万円にのぼったという。一方大学側は今年3月ごろ、協会側が負担することになっていた研究費用約6千万円の未支払いを理由に契約を解除したという。協会側は接待や不要な機械購入などで相殺されているとして、未支払いを理由にはできないと主張している。

＜事件・事故＞

5.　2　○大学病院で、5月1日、外来診察室の鍵のかかった保管庫から医薬用外劇物のホルマリン液の容器1本（8ml）が紛失していることに職員が気付いた。診察室などを捜したが見つからず、看護師や医師の中にも持ち出した者はいなかった。大学病院は110番通報し、保健所に紛失を報告した。今回紛失した量が人体に入れば、健康に影響が出る可能性があるという。

5. 13　13日午前9時30分ごろ、○大学キャンパスの解体跡地で工事関係者が不発弾らしきものを発見した。警察の機動隊などが出動し、爆発する危険性がないかどうかを調べている。不発弾らしきものは、長さ約90cm、直径約25cmで、今後、陸上自衛隊に処理を引き継ぐ。大学はこの影響で、午後からの講義は休講にするという。同じ敷地にある大学病院は、入院、外来患者の診察は通常通り行っている。○大学キャンパスは、戦前には、陸軍の兵器補給廠があった場所。

5. 14　○大学は、附属病院において腎細胞がん転移の発見が遅れた医療事故が発生したと明らかにした。半年ごとに3回、複数の医師がCT検査の画像を確認していたが「再発・転移なし」と診断されていた。しかし、去年、右肩の痛みやしびれが出たため、近くの整形外科を受診後、附属病院を紹介され、医師がCTを確認したところ、背骨への転移が明らかだったにも関わらず、見落とされていたことが判明した。男性は手術を受け、現在も治療を継続している。

5. 14　2019年、胸付近の腫瘍を摘出する手術の際、医師が操作を誤って動脈を損傷させ脳に重い障害が残った男性が、損害賠償を求めていた裁判で、大学が1億5000万円を支払うことで和解が成立した。当初、大学側は、ミスを認めて謝罪し、賠償金として2000万円を提示していたが、男性側が将来の補償が不十分だとして地裁に訴えを起こしていた。

5. 17　○大学と△大学のヨット部の学生が操縦するヨット計6艇が練習中、天候が急変し次々と転覆。助けに向かった救助艇1隻も転覆し、男女計16人が海に投げ出された。海上保安署の巡視艇や両大学の別の救助艇に全員が救出され、ケガ人はいなかった。当時、付近の海上では風速14メートルが観測され、波の高さは3メートルだった。地方気象台によると、出港時は強風波浪注意報が発令されていた。

5. 28　○大学病院は、2008年からリウマチの治療で、免疫機能が体に強く作用することを抑える薬を投与されていた患者が2021年6月に肝不全で死亡する医療ミスを認めた。患者は過去にB型肝炎ウィルスに感染していて、免疫を抑制する薬の作用でウィルスが再活性化し、肝不全になったという。担当の医師が、患者がB型肝炎ウィルスの患者であることを失念し、肝機能の定期的な検査や確認を怠っていたことが原因。

5. 29　○大学大学院の研究室で、学生1人が実験で使用した薬品を廃棄していたところ、なんらかの原因で薬品の入っていた瓶が爆発した。爆発は小規模だったが、学生は薬品を浴び、額や両手首に軽いやけどをした。廃棄作業は学生3人で行っていたが、残り2人は当時、部屋の外に出ていてケガはなかった。爆発した瓶の中には、実験に使った酢酸と臭化ヨウ素試液の混合液が入っていて、粒状の水酸化ナトリウムを瓶に入れたところ、爆発が起きたという。

5. 29　○大学の理学研究科棟で「実験中に爆発が起こった」と大学の教員から消防に通報があった。男性2人がガラスで顔を切るなどケガをして病院に運ばれたが、会話は可能な状態だという。薬品を扱う実験をしていて爆発が起きたとみられている。有毒なガスの発生などは確認されていない。

5. 31　○大学病院で2003年11月に行われた精神疾患がある男性の不妊手術を巡り、病院側が母体保護法の要件を十分確認しないまま実施に至った疑いがあることがわかった。男性の求めで開示された内部文書には要件に照らして検討した形跡がなかった。手術に関わった複数の医師が、要件を知らなかったと認めた。男性は精神障害を理由に手術を事実上強制されたとして2020年に日弁連に人権救済を申し立て、2023年に死去している。救済申立書などによると、男性は10代で統合失調症になり、入退院を繰り返し、2003年当時は県内の別の病院に入院し、親族が退院の条件として手術を求めたとされる。

＜情報セキュリティ＞

5. 13　○大学は4月下旬、教員が研究室の業務用パソコンを使用していたところ、ウィルスに感染したかのような偽の警告画面が表示され、金銭を要求される被害に遭い、遠隔操作でデータ送信などが可能になるアプリをインストールしてしまい、2017年度から今年度までに在籍した2306人分の学生の氏名や学生番号が記載された名簿や、313人分の学生番号やメールアドレスなどが記載された健康調査票などが漏えいした可能性があると発表した。これまでに個人情報が悪用されるなどの被害は確認されていない。

5. 21　○大学のシステムがランサムウェアによるサイバー攻撃を受けて、卒業生9人の住所や電話番号などの個人情報が漏えいしたことがわかった。5月12日に教務システムサーバーがダウンしていることが確認された。その後、教職員宛てに卒業生9人の個人情報と「48時間以内に連絡を取らないとネット上に公表する」と書かれた脅迫メールが届き漏えいが判明。対象者には個別に連絡し、状況を説明している。

5. 29　○大学病院は、医師が患者の個人情報を保存したSDカードを紛失したと発表。情報の不正使用などは確認されていない。病院は、対象の患者にお詫びの文書を送付している。

5. 30　○大学病院は、患者と病院の職員延べ1422人の個人情報が含まれているUSBメモリを紛失したと発表。このUSBメモリには、2003年以降、使用済みの注射針などを誤って刺したり、患者の血液が目などの粘膜に付着したりした病院職員延べ941人の氏名やカルテ番号とそれに関係した患者481人の氏名やウィルス検査の結果などが保存されていた。データファイルにはパスワードが設定されていて、30日現在、個人情報の流出や不正利用の確認はされていない。

＜ハラスメント＞

5. 2　○大学は、ハラスメントにあたる不適切な言動を繰り返したとして、60代教員を減給10分の1（1カ月）、大学院の50代教員をけん責の懲戒処分としたと発表。60代教員は、2022年10月～23年8月ごろ、部下にあたる2人の職員に対し、職務をおとしめるような発言や年齢や容姿を中傷する発言を繰り返した。3月末に退職済みで、大学の処分を「受け入れない」と不服の意思を示している。50代教員は、2023年7月～12月ごろ、自身の研究室に所属する2人の学生に対し、人格を否定するような発言を繰り返した。発言内容について認めている。

5. 9　○大学の学生が2023年5月ごろから2024年12月まで、同じ研究室にいた博士課程の大学院生から人格を否定する発言や無視などのパワーハラスメントを繰り返し受け、また、研究の引継ぎのためだとして卒業論文を書けなくなるほどの作業を強いられ、精神的、肉体的苦痛を受け続けたことが原因で自殺したとして、母親が大学院生と研究室の教授、それに大学に対し、合わせておよそ8400万円の損害賠償を求めて地裁に提訴した。

5. 22　○大学は、教授2人を戒告の懲戒処分。一人は、2024年1月、県内の医療機関に対し、診療の支援を行っている学外の医師を医療機関での診療に従事させないよう求める発言をした。別の一人は、病院に勤務していた部下の医師に対し、関係者を通じ「絶交した」などと不適切な発言によって精神的なショックを与え、出勤できなくさせた。

5. 23　○大学は、教員が職員にハラスメント行為をしたとして停職2週間の懲戒処分にしたと発表。被害を受けた職員から2023年10月に申し出があり、大学の調査委員会で調査してパワーハラスメントにあたると認定。

＜学生・教職員の不祥事＞

5. 1　○大学の学生が、特殊詐欺の「受け子」や「出し子」役の仕事を紹介したとして職業安定法違反の疑いで逮捕。犯罪の実行役をさせられることを知りながら、「割のいいバイトありますよ」「物を運ぶだけです」と言って紹介。

5. 10　○大学の職員が酒を飲んで車を運転したとして酒気帯び運転の疑いで逮捕。後ろを走っていた車のドライバーから通報を受けて駆けつけた警察官がサービスエリアで職務質問したところ、呼気から基準の4倍以上のアルコールが検出されたため、その場で逮捕。

5. 11　○大学の准教授と男女2人が禁止された場所で風俗店を営業したとして逮捕。准教授は店の経営に関わっており、この店は3年ほど前から営業していてこれまでの売り上げは数億円にのぼるという。

5. 12　○大学の学生がパチンコ店の敷地内で職務質問中の警察官に体当たりする暴行を加えたとして公務執行妨害の現行犯で逮捕。警察はパチンコ店から「以前に自転車を盗んだ男が来店している」と通報を受け出動。学生は警察官から事情を聴かれていたところ、いきなり体当たりをしてきた。

5. 12　○大学病院の医師が酒気を帯びた状態で車を運転し、正面衝突事故を起こしたとして酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕。この事故で対向車を運転していた男性が病院に搬送されたが命に別条はない。

5. 12　○大学の学生が2024年6月、大学内の部室に侵入し、別の学生が所有する楽器のピッコロ（時価10万円相当）を盗んだとして窃盗と建造物侵入の疑いで逮捕。学生は盗んだ楽器をフリーマーケットサイトに出品・売却したとみられる。取調べに対し、学生は買い取ったものと容疑を否認している。

5. 13　○大学の学生が、知人宅から盗んだ遊技施設の会員カードを事情を知らない他の知人に渡し、遊技施設で「特殊景品」（時価91万5500円相当）の交付を受けてもらい、だまし取ったとして詐欺の疑いで逮捕。

5．15　○大学の学生が路上で女性にわいせつな行為をしたとして不同意わいせつの疑いで逮捕。学生は、容疑を認めている。

5．20　○大学の中国籍大学院生が他人になりすましてTOEICの試験を受験しようとしたなどとして、有印私文書偽造などの疑いで逮捕・送検。大学院生は、ほかの人物と共謀し、試験会場に侵入し「受験票を忘れた」と申告して、会場で発行される仮の受験票に他人の名前を記入して試験を受けようとしたことなどから逮捕に至った。大学院生は「英語の試験を受けることで報酬があると聞いたのでやった」と容疑を認めている。大学院生のマスクの内側からは小型マイクが見つかっていて、回答をほかの受験生に伝える目的などで試験会場に来ていたとみられ、組織的にカンニングが行われていた可能性がある。

5．21　○大学の学生がSNSを通じて知り合った女子中学生に対し送迎途中の路上に止めた車の中で、みだらな行為をしたとして不同意性交の疑いで逮捕。

5．23　○大学の学生がアルバイトを終えて帰宅中だった女子大生に路上で声をかけて自宅アパートまでつきまとい、「トイレを貸して」と頼んで部屋に上がり込み、胸や尻を触ったなどとして不同意わいせつの疑いで逮捕。

5．23　○大学のネパール国籍の学生が、ごみ集積所からJRの線路上に空き缶などが入ったプラスチックの箱1個を投げ込み、各路線の電車の運行を遅延させるなどしたとして電汽車往来危険と威力業務妨害の疑いで逮捕。約240メートルに空き缶などが散乱、JR各線で列車が遅延し、約5千人に影響が出た。

5．27　○大学の学生が市道で酒気を帯びた状態で軽自動車を運転し、パトカーに停止を求められたにもかかわらず、逃走しようと道路を逆走して別の軽自動車と衝突する事故を起こしたとして酒気帯び運転の疑いで逮捕。学生は飲酒がばれるのを恐れ逃走したと供述していて、警察では過失運転傷害を視野に捜査を続ける方針。

＜不正行為＞

5．14　○大学は、すでに退職した元教授が虚偽の内容を論文に記載したなど研究活動上の不正行為があったとして停職3カ月相当の処分とした。元教授が作成した3つの論文のうち、2つは前に所属していた機関で行った研究であるにも関わらず、当該大学で行った研究であると記載。さらに3つとも、動物使用計画書について、大学に承認されたとする虚偽の内容も記載した。2024年2月に論文を見た人から申し立てがあり、大学での調査を経て、判明した。

5．22　○大学は、教授が2017年度から2018年度にかけて財団からの助成金（200万円）に関するうその収支報告書を作成し、定められた年度以降に繰り越して使っていたと発表。助成金は支援を受けた年度に使う決まりとなっているが、教授は、定められた2年間に全額を使ったとするうその収支報告書を作成し、財団に提出していた。助成金の使用状況と残額が合わなかったことから問題が発覚した。大学は、助成金の私的流用はなかったとしているが、教授に対し、始末書を提出させる「けん責」の処分を行った。

＜火災防止チェックリストを使ってください！！＞

研究室、事務室における火災防止のための基本的な項目をエクセルのチェックリストにしました。

添付の解説書を読むことでなぜチェックが必要か理解できます。

大学の火災事故が増えています！！点検を行ってください！！

入手はこちら ⇒ https://www.janu-s.co.jp/fire accident.html

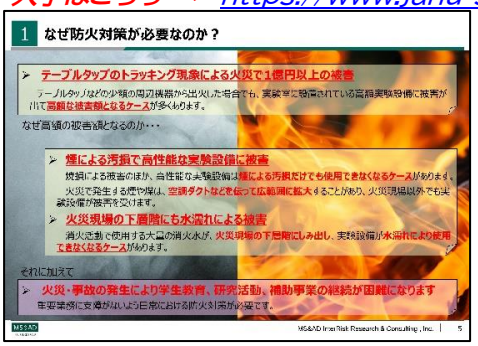

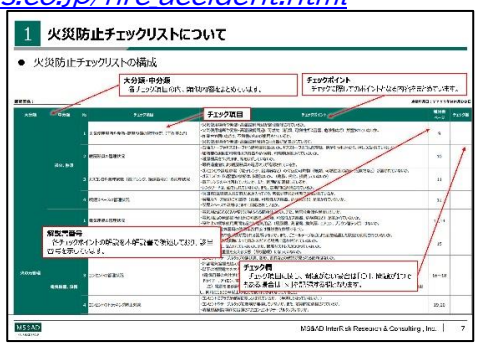

海外ミニ情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

<中国:留学生と関税交渉、大学卒業者の増加と就職事情>

米中関係においては、５月末にルビオ国務長官が中国共産党とつながりがある留学生のビザ取消などを積極的に進めると表明しましたが、一転してロンドンでの関税交渉後の 6/11 には枠組み合意の一環として米国が中国人留学生にビザを支給することを発表し、トランプ大統領もこれを歓迎するコメントをしています。中国にとって留学生派遣は技術移転の重要な手段であり、米国は交渉に先立って揺さぶりをかけ、留学生受入れを交渉材料として中国側からレアメタル輸出などの見返りを得たと見られています。

中国国内の就職事情を見ると、本年５月の若年世代の失業率は 14.2%で最近改善傾向にあるとはいえ全世代の失業率の３倍の高水準となっています。６月には過去最大の 1222 万人が大学を卒業すると見込まれ、米国との関税交渉などによる不安定な経済見通しの中で、教育省は市場と連携した就職促進キャンペーンを展開し、北京、上海などの大都市は新卒者を雇用する企業に補助金を交付するなどの施策を講じています。さらに、大学では教育プログラムを１年延長して就職時期を遅らせるなどの動きも広がっています。

https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20250612172618362
https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20250618113945729

<英:世界の優れた研究者受入れ計画と今後 10 年間の産業戦略の公表>

トランプ政権下で多くの研究者が困難に陥っているアメリカの状況を背景に、既にフランスは１億ユーロ、EU は５億ユーロを投じて優れた研究者の受入れ計画を公表していましたが、イギリス政府も 6/22 に 5400 万ポンドのファンドを設立して、５年間にわたり研究者の移転・研究やビザに係る経費を補助すると発表しました。この他に AI に関する世界的研究者を招致するプログラムなどもあり、全体では世界の優れた研究者受入れのための予算の総額は１億 1500 万ポンドになると政府は説明しています。

また、イギリス政府は翌 6/23 に今後 10 年間の産業戦略を公表しました。クリエイティブ産業、先進製造技術、クリーン・エネルギー、デジタル技術などの８つの分野を中心に成長戦略を掲げています。特にイギリスには世界をリードする大学があり、雇用創出、輸出、生産性向上、スピンアウトなどを通じて経済に貢献していると数字を挙げて説明し、大学が産業戦略において critical role を果たすとしています（産業戦略 P.70）。そして AI などの先端分野の産学連携を一層促進するために、従来の高等教育イノベーションファンド HEIF2 億８千ポンドに加え、新たに５億ポンドの研究開発加速プログラム R&D Missions Accelerator Programme を立ち上げるとしています。さらに、今夏に予定されている 16 歳以降教育に関するホワイトペーパーにおいて、高等教育をイノベーションとスキルの中核的なエンジンと位置付ける高等教育システム改革を示すとしています。

https://www.timeshighereducation.com/news/uk-finally-unveils-ps54-million-global-talent-scheme
https://www.timeshighereducation.com/news/focus-rd-spending-priority-areas-says-uk-industrial-strategy
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/68595e56db8e139f95652dc6/industrial_strategy_policy_paper.pdf

<ユネスコ:世界の留学生は過去 20 年間で３倍以上に>

ユネスコが６月に発表した資料によると、世界の留学生数は 2000 年には 210 万人でしたが 2022 年には 690 万人となり、2020-21 年にコロナ下で短い停滞はあったものの、約 20 年間で３倍以上になったとのことです。その半分以上の 400 万人がヨーロッパと北米に留学しています。高等教育機関在学者に占める留学生の割合は 2.1%から 2.7%に上昇しました。オセアニアでは留学生が在学者の 21.1%を占めています。

世界の高等教育機関在学者総数は 2000 年の１億人から 2023 年には２億 6400 万人となり、進学率は 19%から 43%に上昇していますが、地域格差は大きく、ヨーロッパ・北米の 79%に対し、サハラ以南のアフリカでは 9%となっています。女性の在学者数は 2010 年に既に男性を上回り、2023 年には男性１億 2700 万人、女性１億 3700 万人となっています。

世界の難民は１億 2300 万人に上りますが、その高等教育進学率は 2023 年でも 7%にとどまっており、障壁の一つに資格証明の困難があることからユネスコは資格証明パスポートの支給事業を行っています。

https://www.timeshighereducation.com/news/global-international-student-numbers-triple-over-two-decades
https://thepienews.com/higher-education-internationally-mobile-students-triple-in-20-years/
https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20250627134411438
https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000394112/PDF/394112eng.pdf.multi

<大学マネジメントに役に立つ！>

情報誌合冊版 国立大学リスクマネジメント情報 2014.12－2021.12

<目次>
Ⅰ. ニュースから見た大学のリスク
Ⅱ. 国立大学と損害保険
Ⅲ. 国立大学リスクマネジメント情報

一冊 2,000 円(消費税込) 送料別

弊社 HP からお求めください。https://www.janu-s.co.jp/books.html

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただいております。（無料） 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒https://www.janu-s.co.jp/

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。

⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

25. 5月 大学のリスクと国大協保険
～ ③自然災害、火災以外の財産被害 ～
25. 4月 大学のリスクと国大協保険
～ ②火災による財産被害 ～
25. 3月 大学のリスクと国大協保険
～ ①自然災害による財産被害 ～
25. 2月 大学のリスクと国大協保険
※弊社ホームページからダウンロードできます。

発 行 有限会社 国大協サービス 協 力 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田神保町一丁目４１番地

Tel:050-3533-8794, 03-5283-0051 Fax:03-5283-0052 E-mail:info@janu-s.co.jp